

◆2026年（令和8年）7月12日変更後

特定非営利活動法人 まんまる 定款

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 まんまる という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府岸和田市に置く。

（目的）

第3条 この法人は、障害児の放課後や長期休暇中の余暇活動の支援や、障害（児）者を持つ家族への支援を行うことで、障害（児）者とその家族の生活の安定を図ることを目的とする。

（活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ① 障害児の余暇活動に関する支援事業
- ② 障害児の自立に関する支援事業
- ③ ガイドヘルパーやホームヘルパー等の養成事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑤ 障害児者を持つ家族への支援事業
- ⑥ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を経営する事業
- ⑦ その他のこの法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

（2）賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

（入会）

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事は、正会員の申込みについては、正当な拒否理由がない限り、入会を認めるものとし、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の過半数の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対して議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

(3) 顧問 若干名を置くことができる

2 理事のうち、1名を代表理事とし、他に1名を副代表理事とすることができる。

3 理事、監事及び顧問は、総会において選任する。

4 代表理事及び副代表理事は理事の互選により選出する。

5 役員（理事及び監事）の総数が5名以下の場合、役員の中には、互いに配偶者または三親等以内の親族にあたる者が含まれてはならない。

6 役員の総数が6名以上の場合、特定の役員とその配偶者または三親等以内の親族にあたる者の合計数は、2名以下でなければならない。

7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

5 顧問は、理事会の要請に基づき意見を述べるることができる。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任

期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

4 役員は、辞任した場合に定款の定める役員の必要数が不足する場合は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 役員は、総会において役員全員の改選が行われたときは、任期2年に満たない場合でも、その総会終了をもって任期を終了する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その最低必要人数が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及びその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招

集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はFAX、若しくは電磁的通信手段をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人1名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議するべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は F A X、若しくは電磁的通信手段をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事があたる。

(議決等)

第 33 条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

2 理事会の議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とするが、やむをえない場合は、この限りではない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を記載すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人 1 名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第 6 章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第 35 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

(資産の管理)

第 37 条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第 38 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 39 条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

(事業計画)

第40条 この法人の事業計画は、代表理事が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告書及び決算)

第41条 代表理事は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、代表理事が任免する。

(書類及び帳簿の備付け)

第45条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (3) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (4) その他必要な帳簿及び書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第48条 解散後の残余財産は、次のものに帰属させるものとする

(名称)

岸和田市

(主たる事務所の所在地)

大阪府岸和田市岸城町7番1号

第9章 雑 則

(公告)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示により行う。

(委任)

第 50 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 正会員 入会金 5, 0 0 0 円
 会 費 月額 1, 0 0 0 円
 - (2) 賛助会員 入会金 0 円
 会 費 年額 一口 3, 0 0 0 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 6 月 30 日までとする。
 - (1) 理事長
 氏 名 安藤 長
 - (2) 副理事長
 氏 名 澤田 真寿美
 - (3) 理事
 氏 名 小南 ひとみ
 氏 名 高田 美穂
 氏 名 山根 智子
 氏 名 増澤 高志
 氏 名 眞鍋 穰
 - (4) 監事
 氏 名 池田 啓子
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。